

民生主義をめぐる民報と新民叢報の論争(下)

堀川哲男

目次

はじめに

一 「社會革命」の提起と梁啓超による批判

二 梁啓超に對する朱執信の反論

三 孫文による民生主義解説(以上本誌第三三卷第一號)

四 梁啓超の再批判と胡漢民の反論(以下本號)

五 土地國有と國家財政の關係をめぐる兩者の論争

六 論争の意味

おわりに

四 梁啓超の再批判と胡漢民の反論

これまでの民報の側からなされた反論をふまえて、これにふたたび包括的批判を加えたのが、梁啓超の「雑答某報」(新民叢報八四・八五・八六號)である。内容は三民主義全般にわたる批判であるが、そのうち「社會革命」に對する批判は、その第五章「社會革命果爲今日中國所必要乎」(八六號)の中で展開されている。

梁啓超は、この章において、「社會革命を必要としない理由」「社會革命を行なうべきでない理由」「社會革命を行なえない理由」の三段に分けて論陣をはったのち、民報一周年記念會での孫文の講演および、すでにふれた朱執信の「論社

會革命當與政治革命並行」(民報五號)に對しても批判を加えている。

まず、「社會革命を必要としない理由」において、彼が強調するのは、西歐と中國における社會の在り方の相違である。彼によれば、西歐社會においては、工業革命(産業革命)以前において、すでに土地は少數者の手に歸しており、資本もまた同様に少數者の手中にあった。工業革命は、こうした傾向に拍車をかけ、「革命前の富者はいよいよ以って富み、革命前の貧者は終に以って貧」し、貧富の懸隔を一層擴大する結果をもたらしたというのである。それに反して、中國にはこのような狀況が存在しないとのべ、その理由として、彼は、「わが國の現在の經濟社會組織は歐州工業革命以前の組織と異なり、『中産之家』が多く、『特別豪富之家』が少ない」ことをあげ、さらに、そうしたヨーロッパとの相違を生みだした原因として、中國では「貴族制度がなかったこと」「平均相續法が行なわれたこと」「賦税がきわめて輕かったこと」の三點を指摘する。つまり、秦以來、一時的例外を除いて、貴族が消滅していたがゆえに、西歐におけるがごとく、土地が少數の貴族によって獨占されることがなかった。また西歐における長子相續と異なり、中國では漢以來均分相續が行なわれてきたことが、土地の一部の者への集中を防止した。さらに、中國では西歐におけるがごとく貴族および教會による收奪が存在せず、帝王はおおむね賦税の輕減を旨としてきたために、人々は勤勞の成果の一部を貯蓄するという美風を身につけ、そのことが、ひいては、中國において「中産之家」を多からしめる原因となっているのである。したがって、彼によれば、中國には「極貧と極富という二つの階級は存在せず……現在の經濟社會組織は、分配の面においては、すでに比較的完備していて、西洋の舊社會の遠く及ぶところではない」といい、中國社會の内部に「社會革命」を必要とするような要因が存在しない以上、それを行なう必要はないというのである。しかし、この梁啓超の主張は、相手を論難する口實を得るために、一面的な現象のみを根據にしてくみだてられた、はなはだ底の淺いものであった。胡漢民から、なぜヨーロッパについてのみとりあげ、アメリカに言及しないのか、と反問されたとき、彼の立論の基礎はひとたまりもなくくずれさるのである。

つぎに、「社會革命を行なうべきでない理由」として、梁啓超によってとりわけ強調されるのが、列強の脅威という問題である。この當時、並行して行なわれていた「革命は瓜分を招くか否か」の論争において、「革命」そのものを否定する論據として梁啓超がもっとも強く主張したのも、この「列強の脅威」であった^⑧。彼は「東西列強」の脅威のもとにある現在の中國において第一に要請されるのは、この脅威に對抗する方策を講じることだとし、當時、中國で展開されていた利權回收運動的方向を念頭におきつつ、外國資本家の侵入に對抗するためには、中國の資本家を獎勵することこそ肝要だと主張している。そして、もし「中國に大資本家が出現しなければ、他國の大資本家が入ってきて、これにとつてかわり、」その結果として、わが四億同胞はかれらの奴隸とされてしまふ、とのべる。その論理的歸結として、彼は、「中國今日の經濟界の前途は、資本家獎勵を第一義とし、労働者保護を第二義とすべきである。……今日、中國が急いで研究しなければならぬのは、生産の問題であつて分配の問題ではない」という結論を導き出してくるのである。この梁啓超の主張は、分配問題の解決こそ最重要とする孫文らの考え方^⑨と、するどく對立する點であり、論争全體を通じてあきらかとなつた兩者の對立する認識の相違をもつともよくあらわしているものといえよう。

「社會革命を行なえない理由」として梁啓超がもち出す論據の一つは、共和立憲制をめぐる論争においてそうであつたのと同様に、中國の社會發展がまだそれを可能とするほど高度な段階にまで到達していないという點であつた。すなわち彼は、「完全な社會革命は、歐米の現在の程度をもつてして、さらに百年後においてもなお、かならずしもこれを行ないうるとはいえない。中國ではなおさら論外である」と斷定する。ここに胡漢民が指摘するところの、梁啓超における歐米崇拜の心情と、それをうらがえしにした形での自國民の力量輕視の態度がよくあらわれている。その意味において、主觀的にせよ、歐米を追いこした理想社會を未來に展望しうる孫文らとは對照的であつた。もう一つの論據は、資本の問題を放置したまま、單に土地國有のみによって社會問題のすべてを解決しうるか否かという點への疑問で、これは、この後で展開されている孫文の講演への批判の部分に接續する。

孫文の講演に對する批判は、ほゞ次の諸點である。第一點は、土地問題を解決しても資本の問題を解決しなければ社會問題の眞の解決にはならないとする批判。すなわち、もし社會問題を解決しようとするならば、「資本問題の解決を第一義とし、土地問題の解決を第二義とすべきである。かつ、土地問題は資本問題の付屬物と考えればよい……本當をいえば、かならず一切の生産機關をことごとく國有にしてこそ完全な社會革命というるのである」とのべている。「土地問題は資本問題の付屬物」とする梁の主張、理論的には彼の説明のとおりである。これに對し、民意（胡漢民）「告非難民生主義者」（民報一二號）は、「土地が國家の所有となれば、資本もおのずと國家の所有になるのだ」と反論しているが、土地國有から資本國有にいたるまでのプロセスについては一切説明されておらず、胡漢民のそれは單なる抽象論の域を出ていない。事實、この時期の民生主義は、ほとんど「平均地權」のみで、資本の問題についてはまったくいいほど言及していなかったこと、この點は率直に認めざるをえない。辛亥革命以後になって、ようやく「平均地權」とならんで「節制資本」という形で少數資本家の經濟的獨占を防止するという方向が提示されるのである。第二點はかなりもつてまわった批判の仕方をしている。それは、孫文が「中國には現在資本家が生まれていない。だから數千年來、地價は上昇していかない」とのべたことに對するもので、梁はさらにこれを演繹して、それならば地價をおさえるために、資本家の出現を阻止すれば、民生主義の目的は達成されるはず、ときりこんでいる。このような方向に孫文の言葉を發展させておいた上で、現在中國に要請されているのは、孫文の考え方とは逆に、外國の資本家に對抗するため、國內の大資本家の獎勵保護こそ第一任務、と主張するのである。これは梁が先にのべた「今日、中國が急いで研究しなければならないのは生産問題であつて分配問題ではない」とのべたことの別の表現であらう。第三點は、「平均地權」をいかなる方法で實施に移すのか、また、その主張する土地國有主義とどのような關係にあるのかという疑問。確かに、この點は、孫文の講演の中では、明確にされていない。とくに、「平均地權」と「土地國有」の關係については、何の説明もないまま残されていた。梁啓超の疑問に答える形で、このあと、ようやく「土地國有與財政」（民報一五・一六號）において、朱執信による解説が

なされるのである。第四點は、ヘンリー・ジョージの土地單稅論に關するもので、梁によれば、單稅論は「財政學上の一學說」にすぎず、したがって、「一切の生産機關の國有」という點にふれることなく、單に單稅論によつて社會問題の解決をはかろうとする孫文の主張は、全く問題にならないと批判している。

最後の部分は朱執信「論社會革命當與政治革命並行」への批判であり、三つの論點からなっている。第一點は、孫文演說批判と重なるもので、土地問題を解決しても資本の問題を解決できなければ、社會問題の解決にはならない。あらゆる生産機關（生産手段）を國有にしてこそはじめて「社會革命」といふるとするもの。ただし梁の場合は、むしろ、そのような社會革命を行なうべしというのではなく、現在の中國では絶對に行ないえないという判断に立っている。第二點は、朱執信において社會改良主義と社會革命主義の區別が不明確だとする指摘、第三點は、政治革命の時期に社會革命を行ない易いというのは、「田主」のない土地を強奪できるからであらう、という非難である。すなわち、具體的には、朱執信が「明初の屯衛の制は、その田みな國有である。明初これを行ないえたのも、政治革命後で實施しやすかつたからである」とし、もし時機を失つて、後になって買収するとすれば、經費を捻出するすべがなかつたであらう、とのべていたことに對する批判である。この點は、梁啓超がこれまでにもくりかえし指摘し、そして民報の側がくりかえし否定しつづけてきた論點であつた。

しかし、朱執信自身、「政治革命の時期には人心が動搖し、巨富をむさばらぬ。だから私利を獨占しようとする觀念が稀薄で、公共の安全幸福の説がその心に入り易い」とのべていることからすれば、革命時の混亂を最大限に利用する意圖は十分にあり、梁啓超の指摘が全く見當はずれであつたとはいへないであらう。ただ、民報の側としては、この段階でそれを公式に認めるわけにはいかなかつた。この問題をめぐる民報の反論のはぎれの悪さの最大の原因は、同盟會内部における民生主義についての意志の不統一——というよりも、その具體的内容についての徹底した論議がほとんどなされていなかつたこと、その結果として、民生主義の具體的實施プランについての同盟會としてのコンセンサスがまだえら

れていなかったところに求められるであろう。黨内における民生主義に批判的な勢力については論外として、例えば、孫文・胡漢民・朱執信の間にも微妙なニュアンスの違いがみられたのである。この時期における孫文の民生主義はほとんど「平均地権」一本であり、直接、土地國有に言及することを意識的に避けようとしているかにみえる。一方、土地國有を主張しながらも、「ただ異民族政府を滅ぼすという勞をはらうだけで、國內の一切の階級はもはや存在しなくなる」とする胡漢民と、「社會革命」は不完全な社會經濟組織を改めること、「細民」による「豪右」の打倒ととらえ、「社會革命は階級競争をもって手段とし、それが成功したあかつきには、經濟上、階級はなくなる」とのべている朱執信。この三者をとってみても、そこには民生主義についての理解にかなりの開きがあったことがうかがえる。そのため、同盟會の綱領としての「民生主義」が現實になをなそうとしているのか、それが具體的なものとしてわれわれにせまってこないのである。むしろ、梁啓超の批判にこたえる中で、やむをえず徐々に體裁をととのえていくという感をまぬがれなかった。したがって當然、そこには前後の矛盾も生じてくる。その矛盾をつくこと、そこに梁啓超のねらいがあったといえよう。

このような梁啓超の批判に對して、正面から反論したのが民意（胡漢民）「告非難民生主義者」（民報一二號）である。これは、ほぼ梁の立論に即した形で反論を展開している。まず、梁のいう「中國では社會革命を必要としない理由」への反論。胡漢民はここで次の三點をあげている。第一點。梁氏はイリーの説にもとづいて論じながらヨーロッパについてのみ語り、故意にアメリカには言及しようとしぬ。すでに革命を回避しえない窮狀にたちいたっているヨーロッパの社會經濟の狀況を、すべてヨーロッパにおける過去の歴史發展の特殊性がもたらした結果であるが如く説明し、ヨーロッパはまったく異なった歴史發展の過程をたどりながら、ヨーロッパと同様に、あるいはそれ以上の窮狀におちいつているアメリカについてふれようとしぬのは何故か。これは、アメリカについてのべると、梁氏自身の説明が成り立たなくなるからではないのか。たとえば、梁氏はヨーロッパとの對比において、中國には「中産之家」が多く、「特別豪富之家」は少ないとし、その理由として、ヨーロッパと異なり中國には「貴族制度がなかったこと」と「平均相續が行なわれたこ

と」とをあげているが、アメリカには貴族制度が存在せず、長子相續制もなかったにもかかわらず、少数人への土地集中・企業の集中が進行しているのではないか。したがって梁氏の説は成立の餘地がない。第二點。梁氏は粵漢鐵道の株主として多數の國民が参加していることをもって、將來の經濟社會において分配がうまくいくことの前兆としているが、これは一時の義憤にかられたという特殊な原因にもとづく事例にすぎない。これも放置しておけば、數の上では最大多數を占める一〇株未満の零細な株主は、巨大な資金量にものをいわせて買増しをはかる大株主の攻勢に抗しえず、結局、發行株式の大半は少数人の手におちてしまふであらう。したがって、分配の問題に留意しなければ、將來の社會が「競争壓迫の禍」を受けることは必至である。第三點。梁氏は、中國には社會問題を發生せしめる原因が存在せず、かつ、歐米の前例を教訓として、禍を未然におさえることが可能だとしているが、少数人への土地の集中を放置しておけば、かならず歐米の轍を踏むことになる。土地問題こそ社會問題の根源である。以上が、社會革命不要説への胡漢民の反論であつた。

ついで、「中國は社會革命を行なつてはならない」とする主張への反論。これは、梁啓超が國內の資本家を獎勵して外資に對抗することが緊急の課題であると主張したこと、および、生産は國際競争にかかわる問題、分配は國內競争の問題であるがゆえに、中國では分配問題よりも生産問題の方を優先させるべきであるとのべたことに對する反論である。前者に對して、胡漢民は次のように反論する。梁氏の主張する「中國の資本家を獎勵して……」というやり方では、とうてい外國資本に太刀打ちできない。それよりも、土地國有により、國家を大地主・大資本家とすることによって、國民全體の幸福をはかるといふやり方のほうがまさっている。ロバート・ハートの試算によれば、適切な運営をおこなえば、中國では四億の地稅收入がみこめるといふから、地稅を地代の二十分の一として計算すると、土地國有後は八〇億の國庫收入がみこめ、しかもその額は文明の發達による地價の上昇にともなつて、年々増加するはずである。この歳入をもつて鐵道・鑛山・郵便・電信・水道などの事業に従事すれば、資金の不足を心配する必要はない。また、強固な基盤をもつ新政府は、その信用によつて、外債を借り入れて、出發當初の資金不足をカバーすることも可能だ、といふのである。そして結

論として、「國內の資本家を奨励して外資の輸入に對抗すれば、その結果は、單に對抗できないだけでなく、いたずらに社會の貧富の階級を生ぜしめるだけ、これが梁氏の政策である。中國國家をもって大地主大資本家とすれば、外資の輸入は利益はあつても損はない。これがわれわれの主張する政策である」とのべ、大多數の犠牲においても資本家の育成をはかるべきだとする梁啓超の考え方を、逆にはげしく非難している。一方、後者に對しては、生産問題と分配問題は對立するものではないが、ただ、一部の者への富の集中、貧富のはなはだしい懸隔という歐米今日の社會問題を生みだした原因が、生産の問題のみを重視して分配の問題をなおざりにしてきたことにあること、かつ、生産・分配兩者の解決の難易を考慮に入れるならば、「生産の問題は、大半は自然の趨勢にまかせてもよいが、分配の問題は人爲的政策によつてこれを維持しなければならぬ」がゆえに、當然、分配の問題に重點をおかざるをえない、と反論している。

また「中國では社會革命を行ないえない」とする梁の主張に對しては、次のように反論する。梁氏は「歐米の現在の程度をもつてして、さらに百年を経ても完全な社會革命を行ないえないのだから、まして現在の中國の場合には論外だ」とのべているが、これこそ、歐米を崇拜するあまり、社會主義の何たるかを知らないのである。積弊改めがたい狀況にまでたち至っている歐米と、中國とでは事情が違つており、歐米で不可能であるということは、中國で不可能だといふことの論證にはならない。また、梁氏は、土地問題を解決しても社會問題のすべてを解決したことはないと言つて非難するが、われわれも土地問題以外に問題がないと言つていない。ただ、歐米で社會問題を解決できないのは、もっとも重要な土地問題を解決できないからだ、われわれは主張しているのである。以上が、胡漢民の反論であつた。

ここで、兩者の主張はまっこうから對立することになる。梁啓超が、土地問題を「資本問題の付屬物」とみるのに對して、胡漢民は、土地こそ「資本の原動力」だとし、土地問題の解決こそ優先させるべきである、と主張するのである。この點は、最後の部分の孫文批判への反論のところ、その論旨はいつそう明確になつてゐる。すなわち、「土地問題を解決しても資本の問題を解決できなければ、社會問題の解決とはならない」とする梁啓超の批判に對して、胡漢民は次のよ

うにのべている。

われわれの將來の中國は、土地の國有、大資本の國有である。土地國有は法律で定めてこれを國有に歸するのである（法定而歸諸國有者也）。大資本國有は、土地が國家の所有となれば、資本もまたおのずと國家の所有となる。何故、土地についてのべて、資本に言及しないのか。それは、土地は現在すでに個人の手中にあるが、資本家はまだ生まれていないからである。何故、土地は法で定めずべて國有に歸せねばならないのに、資本はそうしなくてもよいのか。それは土地は獨占的性質を有するが、資本はそうでないからである。

これによって、土地と資本についての兩者の考え方の相違は、一應はつきりと理解できるようになったが、資本の問題をとりあげない理由として、胡漢民が「土地は獨占的性質を有するが、資本はそうでないからだ」というだけでは、納得の行く説明にはなっていない。これは、所有權が明確になっている土地にくらべての資本の流動性についてのべたものであるが、あまりにも素朴な回答といわざるをえない。しかも、「われわれの將來の中國は、土地の國有、大資本の國有である」という胡漢民の説明自體、これまでの梁啓超による一連の批判に對抗する形で出て來たものであった。「節制資本」の方向は、すでにのべたように、馮自由の論文にその萌芽がみられはするが、このような明確な形をとってくる背景に、資本問題解決の展望を缺落させていた革命派に對する梁啓超の批判があつたことは、否定できないであらう。ただ、その點を全面的に肯定することに對するためらいが、「土地が國有となれば資本もまたおのずと國有となる」といわしめているのである。

なお、梁啓超は平均地權との關連において、國有後は、土地は賣買の對象とならないがゆえに、地價そのものがなくなるはずだとし、その場合、「平均地權」實施のための地價とは、一體どこから算定されるのかと質問しているが、これに對して胡漢民は、「わが國の習慣として、地價と稱するものは、土地所有の對價であり、この價はその使用の對價としてでてくる」といい、したがって「その時、土地は國有となり、賣買を許さないけれども、賃借の價格からその地價を推測

できる」と答えている。

五 土地國有と國家財政の關係をめぐる兩者の論争

これまでの論争を通じて、孫文およびそのグループの考えている「社會革命」がどのようなものであるかが、不十分ながらあきらかにされた。また、それが現在の中國においてただちにとりくむべき課題であるか否かについての民報と新民叢報の對立する見解も一應明確にされた。このままの形での論争は、多くの假定的要因を含んでいるだけに、論争としては水かけ論におちいり、一步も前進しない。局面のあらたな展開は、梁啓超「再駁某報之土地國有論」(新民叢報九〇・九一・九二號)によって開かれた。それは、「社會革命」を行なうものと假定したうえで、國家財政の面からみて民報のいう「社會革命」がはたして成立しうるか否か、また經濟的社會的見地からみて、「社會革命」が國家の利益・國民の福祉につながるか否かという視點からの批判であった。この論文は三號にわたり、計一二頁におよび、なおかつ未完に終わっているという長文のもので、財政論の見地から、民報の主張する「社會革命論」の誤謬を論證しようとしたものである。全體は國家財政の面からみて土地國有論の成立不可能なことを論じた「就財政上正土地國有論之誤謬」、および「社會革命」後の經濟的效果についての疑問をのべた「就經濟上正土地國有論之誤謬」、ならびに民報の主張する土地國有論が社會矛盾の眞の解決になるか否かについての疑問をのべた「就社會問題上正土地國有論之誤謬」の三節からなり、論點は計三九項目に及んでいる。争點は多岐にわたり、論旨も精密となり、議論として多くの興味ある部分を含んでいるが、全體としては本質を離れた議論のための議論に終始していることは否定しえない。その最大の原因は、すでに「社會革命」の實施を前提(あるいは假定)にして、それを實現するための方法論、實施後のプラス面とマイナス面について論じているにもかかわらず、梁啓超の側にはそれを實現しようという意志が完全に缺如していること、むしろ、これをあたかも否定する立場に立っていることにもとづいている。基本的立場を異にする二者の間でなされる論争が、多くの場合、外見上のはなば

なしさにもかかわらず、不毛に終わる危険性をつねにとまなうゆえである。梁啓超によって提起された三九項目、その一つ一つがいかにもっともらしくみえようと、結局は、相手の主張を抹殺するための小道具でしかなかったのである。「再駁某報之土地國論」についていうならば、民報の側の主張を論破することによってのみ自己の改良主義的立場を防衛しうる、それをだれよりもよく知っている梁が、基本構想での論争に勝ち目がないとみて、あるいは、すくなくともただちには相手を論破できないとみて、戦線をひとまず後にさげ、「社會革命」を實行した場合に生起するであろう國家財政上の諸問題に焦點をあわせることによって、そこにあらたな防衛線を構築しようとしたものであった。この時期の民報と新民叢報の論争の全過程を通じてみられる梁啓超の本質的な姿勢、外見的には攻撃という形をとりながら、その實、きわめて防衛的姿勢が、ここにもっともよくあらわれているといえよう。

前述のように、梁啓超の「再駁某報之土地國有論」は、「就財政上正土地國有論之誤謬」「就經濟上正土地國有論之誤謬」「就社會問題上正土地國有論之誤謬」の三つの部分からなっているが、ここでは、この梁啓超論文に反論した縣解（朱執信）「土地國有與財政」（民報一五・一六號）との関連において、最初の部分、すなわち「就財政上正土地國有論之誤謬」だけを取りあげることにする。梁啓超は、この中で、國家財政の面からみて、民報のいう土地國有論の成立不可能なことを一五項目にわたって詳論している。その論旨を要約すると、ほぼ以下のとおりである。

(一) 文明の進歩とともに、いずれの國においても、國家の必要とする經費は年々増大する傾向にある。したがって、土地單税のみによって國家財政をまかなうことは不可能である。(二) イギリスにおける地代の總額は五〇〇〇〇萬ポンド弱。中國の面積はイギリスの約一倍だが、單位面積当たりの地代は十分の一度程度なので、總額は五〇〇〇〇〇六〇〇〇萬ポンドにすぎない。將來における地代の上昇は豫想されるにしても、それ以前において、財政基礎は收拾すべからざる状態におちいるであろう。(三) 民報は、ロバート・ハートの説にもとづいて、現在の中央政府の稅收入を四〇〇〇萬兩、それに中飽等を加えた額を約一〇倍の四億兩、地代は稅額の二〇倍という假定に立って、土地國有後、國家が徴收し

うる地代の總額を八〇億兩と算定しているが、これはまったく事實を無視した誇大な數字である。實際には田賦三〇〇〇萬兩、地代は、その約一〇倍であるから、國有後、國家が徴收しうる地代は三億兩、最大限にみつもつても六億兩にすぎない。この六億という額は現時の日本の年間豫算額に相當し、中國のような廣大な國家の財政を支えることはできない。

(四) 世界どこの國でも國家財政の外に地方財政があるが、土地單稅論は地方稅をも包含するものなのかどうか。もし別に地方稅を徴收するとすれば、彼らのいう「個人は永久に稅を納めず、ただ地代を納めるだけで……」^④という説と矛盾するではないか。もし、徴收しないとすれば、土地單稅で、國家財政と地方財政の兩者をまかなうことは不可能である。

(五) (六) 健全な財政制度は、弾力性のある財源の存在を不可缺の條件としているが、土地單稅は、その點に缺けるところがあつ、すぐれた稅制とはいえない。

(七) 民報は、革命後の理想國家は地主にして同時に大資本家であるから、國家が鐵道・鑛山など各種の事業を經營することによって利益をあげ、土地單稅の不足を補うことができると主張するかもしれないが、そもそも國家が利益をあげるために個人の經濟事業の分野に進出することは、かならずしもこのましい状態とはいえない。かつ、これらの事業をおこすには莫大な投資を必要とするが、その資本をどこから捻出するのか。

(八) 民報の土地國有論は「定價買收」の説をかかげているが、彼らの示した數字——地代六元の土地の地價一〇〇元——をもとに算定すると、地代總額八〇億の土地の地價總額は一三〇〇億元に達する。このぼう大な買收費をどこに求めるのか。現金を支給せず、國債證券を給付する考え方もあるが、現在の各國の國債の總額、フランス一二〇億元、イギリス七〇億元、ロシア六〇億元からすると、一三〇〇億元は非常識な額である。かつその利息は毎年六五億元に達し、歳入八〇億の六分の五をしめることになる。したがつて、民報のいう「定價買收」は不可能である。(九) 民報は、新政府の

「莫大之信用」によつて、外債を導入しようと主張しているが、財政的に破産している以上、それはとうていできない相談である。(一〇) 民報は、「土地國有者、法定而歸諸國有也」^⑤とのべているが、その意味するところは明らかでない。

一方で代價を出して收買するといひながら、他方で「國家が地價を定めた後は、地主はただこれまで有していた租額(地

代)を取得するだけで、文明の進歩によって増加した租額は國家に歸する」とのべており、兩者は完全に矛盾している。もし後者の解釋にしたがえば、この制度を實施してから數年間、地價の急騰は考えられず、したがって租額の急増は期待できないから、新政府は一錢の収入もないという狀況が生じはしないか。(一一)(一二)(一三) 税制は公平をもつて原則としなければならないのに、土地單稅では、直接土地を利用する農民の負擔が過重となり、公平の原則にもとることになる。もし税負擔を生産物(農産物)の價格へ加算するとしても、それでは外國製品との競争力を失い、農業は破産してしまふであらう。いづれにせよ、「重租」の下で、農業の發展は期待できない。(一四) 土地單稅では、國內産業を保護するための税制措置、保護貿易政策をとることができないし、また奢侈品・有害品への重課税といった、税制上の弾力的運用ができない。(一五) 土地單稅は、一部の者を除いて税負擔の義務から免がれしめるがゆえに、國民の國政への關心を稀薄にし、ひいては政治の腐敗をもたらしことになる。

以上が、財政面からみた民報の主張に對する梁啓超の批判の概要である。すなわち、(一)(二)(三)(四)項目は、土地單稅論では、新政府の國家財政を支えられないことを論じたもの、(五)(六)項目および(一一)(一二)(一三)項目は、土地單稅が税制として不適當であることを論じたもの、(七)(八)(九)項目は、革命後、地主にして大資本家を兼ねた國家が、各種の事業にのりだすにあつた資金調達力のないことを論じたもの、そして、(一〇)(一一)(一二)項目は土地國有論への疑問で、(一三)では「定價買收」をかかげるかぎり、財政力の點からみて絶対に不可能であることを論じ、(一四)では、國家が地主の土地を代價を出して收買するという主張と、「國家が地價を定めた後は、地主はただ、これまで有していた租額を受けとるだけで、文明の進歩によって増加した租額は國家に歸屬する」とのべていることとの間の矛盾に矛盾をむけ、土地國有論の曖昧さを批判したものである。

梁啓超は、以上のような形に争点を轉換することによって、民報の側を、「社會革命」の實施にともなつて生ずるであろう諸問題についての論争という、あらたな場にひきだすことに成功した。このあと發表された縣解(朱執信)「土地國有與

財政」(民報一五・一六號)と大邱「斥新民叢報駁土地國有之謬」(民報一七號)という、いずれも未完に終わった論文は、梁の設定した問題の範圍内での反論にとどまっておき、しかも、それが、はたして梁の批判に對する有効な反撃であったといえるか否かは、疑問である。多くは算定の基礎になつてゐる數字についての見解の相違をあらためて示したにすぎなかつた。革命後の國家財政の狀態を可能なきぎり明るく描こうとする民報と、それを最大限に否定的にみようとするとする新民叢報。それは、終始決着のつかない水かけ論であつた。もっとも、朱執信の反論によつて「定價買收」と「法定而歸諸國有」の意味、土地所有權の問題など從來の民報側の説明では不十分であつた部分が、ある程度明確になつた點は、論争としては一應の成果であつた。朱執信は次のように説明している。

中國では、將來地租(地代)は上昇することはあつても下落することはないのだから、政府は大きな利益を收めることができる。この利益の源は民から奪うのではなく、社會の進歩によつて手に入れるものである。地租の昇降と地價のそれとは、もとより同じものではないが、一般的にいえば、地租が増加すれば地價もこれに比例して増加する。地價を定めたのち、その増加した部分は國庫に歸する。このようにして、これをもつて、徐々にその土地を買收し、土地がごとく國有に歸したときが、土地國有政策の完成である。しかし、この策を用いても、三年や四年で完成しうるものではない。さきへのべた「法律で定めてこれを國有に歸する」とは、このことをいつたのである。けだし、その開始のとき、土地はなお私有の状態にあるけれども、法律によつて規定して、人々にはその土地に對して以前と同じ權利をもたせるが、その讓渡の權利を制限する。法律上からいうと、所有權は國家にあり、人民はただその土地に關して、その他の物權をもつだけである。しかし、このとき、國家はまだそれに相當する對價を拂つていないので、所有權を行使することはできない。だから人民が行使するその他の物權は、以前の所有權の行使とすべて同じである。

しかしこれとても、革命陣營にとつてプラスであつたかどうかは、きわめて疑わしい。それは、地價確定時を基準とした對價を拂い終わるまでは、地主の既得權を實質的に保證するという考え方であり、かつ、買收そのものは、地價の上昇を

前提としてはじめて可能である。國家財政をまかないながら、その一部を買収費にあてるのであるから、その完成には理論的にも相當の長年月を要することになる。こうした點を考慮に入れると、朱執信の解説は、むしろ、民報の主張する土地國有論のあいまいさと、その非現實性をあらためて暴露したとも考えられ、土地問題の有效な解決策としては、かならずしも強い説得力をもたなかったように思われる。

六 論争の意味

以上、民生主義をめぐって民報と新民叢報の間でたたかわされた論争の主なもの、ほぼ順序をおってたどってきた。孫文は社會問題の根底にあるものを土地問題ととらえ、その解決をめざして「社會革命」を提起した。平均地權、土地單稅論は、この目標を實現するための方策として設定されたものである。いうまでもなく、孫文の「社會革命論」は、最初から整備された體系的理論として提出されたものではない。彼の「社會革命論」のわかりにくさ——當時の人々にとってだけでなく、現在のわれわれにとっても——は、それがあまりにも、未整備であり、かつまたあまりにも素朴な理論であったことにもとづいている。その點からいえば、民報と新民叢報の論争の最大の意義は、その論争を通じて、「社會革命論」の體系化（それが結局、きわめて不十分なものに終わったとしても）に寄與したこと、つまり民報の側が、新民叢報の批判に答える形で、その理論の具體化と補強を行なったことであろう。しかし、そうした批判に答える形での理論的補強と具體化の作業は、革命派の提起した民生主義——社會革命論にとって諸刃の刃としての側面を有していた。その作業の進行とともに、「社會革命論」の未熟さと不徹底性を、かえって暴露する結果を招いたからである。論争を通じて、一貫して梁啓超は民報の主張する「社會革命」を過激派の粹組、梁の言葉を使えば「社會主義中之極端的土地國有主義」の粹組に追い込もうとし、民報の側は、そこから懸命にのがれようとしたが、そのことは、「社會革命論」が當初もって来た素朴な、しかしそれゆえにこそ一定の迫力をともなった革命性を次第に稀薄にする結果を招くことにもなったので

ある。

もともと守勢に立っていた梁啓超は、二重、三重の防衛線を用意し、民報が「定價買収」という形での地主への經濟的保證を提案したとき、ただちに革命後の國家財政の問題をふりかざしてこれを急追した。朱執信が「土地國有與財政」によって反論にたったことは、あきらかに民報の側が梁啓超のしかけた罠にまんまとおちこんだことを意味した。「社會主義中之極端的土地國有主義」を否定するかぎり、民報としては、地價の上昇分をもって新政府の財政をまかないながら、一方、その一部をもって段階的に土地を收買して行く、と答えざるをえず、したがって「土地國有政策之完成」は實質的にかなり遠い將來におしやられ、一定期間（實際にはかなり長期にわたるものと豫想される）の地主制の温存を承認しなければならなかった。このことは、民族革命・政治革命とともに、一擧に社會革命をも斷行し……という最初の孫文の主張からすれば、あきらかに後退といえるであらう。

初期の民生主義に對して、日本の研究者は一般的にあまり高い評價を與えていない。社會問題の根源を土地問題——土地私有制度にあるととらえているにもかかわらず、孫文らの「社會革命論」は、封建的土地所有制の根幹には手をつけることをせず、一定の制限を加えつつも、むしろ地主の既得權を將來にわたって保證するものであったとする評價である。このような評價に疑問をなげかけ、「孫文一派の地權平均即土地國有論」に積極的意義をみいだそうとしているのが、安藤久美子氏である。安藤氏は「孫文一派の地權平均即土地國有は、決して封建地主を温存させようとするものではなく、かれらが社會惡の根源とみなしたところの封建地主をなくすことを目的としていた。地主をなくし、地主のもとに眠っている富を國家の手に吸収し、列強に對抗しうる近代産業をおこすとともに、佃戸を含めて耕す者には土地を與える、そのような國家資本主義社會を構想していた。そこでかれらが選んだ方法は、地主の土地を暴力によって沒收するという方法を意識的にさけて、地主の既得權益の保障を裝いながら、實は國家權力でもって制度をかえ、徐々に地主の消滅をはかっていく方法であった」とのべ、さらに地主の既得權益を守ることを裝い、無償沒收という方法を意識的にさけた理由とし

て、孫文らが「農民大衆に對する同情とそのエネルギーに對する一定の評価」を有していたにもかかわらず、「農民運動そのものの力によって革命を遂行しうる可能性を見出しえ」なかつたことをあげている。

しかし、この兩者の間の評價の相違は、本質的な對立點であるとは、かならずしもいえないであらう。一方が、孫文らによって提起された「社會革命」の構想——この時期の民生主義を、現實の社會の中ではたすであらう役割とその有効性を基準にして客觀的評價を與えようとしているのに對して、他方は、孫文が民生主義を構想することの背後にあった歴史的諸條件、あるいは孫文自身の主觀的意圖、ときにはその心情の問題にまでたち入って——いいかえれば、革命運動と革命構想、そしてそこに參加する個人の意識をも含めて、全體のなかでその意味を問いつめようとする、そこから結果した評價の相違といえそうである。

民生主義をめぐる民報と新民叢報の論争をたどるなかで、めだつことの一つは、孫文らの主觀的な「社會革命」への強い意志と、その具體化のプロセスの中で示された方法論との間の背離もしくは分裂である。すでにのべたように、孫文らの主張する「社會革命」を「社會主義中之極端的土地國有主義」の枠内に追いこもうとする梁啓超、そこに追いかまれることから懸念にのがれようとする孫文・馮自由・胡漢民・朱執信ら。この兩者の對應の中に、「社會革命」への強い意志と方法論との間にあらわれた不調和の原因を解く鍵があるように思われる。つまり、安藤氏のいう、地主の既得權を守ることを装い、無償沒收という方法を意識的にさけたことの意味は何であつたかという問題であるが、結論を先にいえば、この點こそ、「社會革命論」の未熟さを別として、中國同盟會の内部事情、その階級の本質と深くかかわっているであらう。論争の中で何度もくりかえされた梁啓超の言葉によれば（梁の話がまったくのたためであれば問題外だが）、かつて孫文は、彼に對して、革命時における地主の土地沒收を示唆するような發言をしたというし、「論社會革命當與政治革命並行」（民報五號）の中での朱執信の説明にも、きわめてひかえ目にはあるが、革命時の混亂の中での國家權力の發動による土地問題の解決をおわせるような發言がある。「社會革命」を「細民による豪右の打倒」ととらえる朱執信の論理から

いえば當然であるが、當時の革命派の中での例外的人物として、ここではひとまず除外しよう。孫文の場合にも、そのような方向を選択する可能性がなかったとはいえない。ただ、梁啓超のいうかつての孫文、興中會という革命派小集團のリーダーとしての孫文と、革命諸派の大同團結のうえになった中國同盟會の最高指導者としての孫文とは、立場がまったく異なっていた。綱領採擇時における「平均地權」をめぐる意見の對立^④からも想像されるように、同盟會内部の複雑さを考慮して、孫文のこの問題に關する發言はより慎重に、よりマイルドにならざるをえなかった。民報一周年記念會講演においてもそうであったように、彼みずからは土地國有という言葉さえ意識的にさけようとしていたかにみえる。しかしその一方で、孫文周邊の人々の發言をみると、「社會革命」實現への具體的な方法論に關しては、かなり廣い選擇の餘地をのこしていたのである。たとえば、すでに引用したように胡漢民は「民報之六大主義」の中で「われわれは土地國有主義を採用する。實施する政策はいろいろあるが、その目的は人民に土地所有權をもたせず、ただその他の權利（地上權・永小作權・地役權等）だけをもたせることである。かつ、これらの權利は國家の許可を必要とするから、私備や永貸もまたなくなる。このようにすれば、地主の強權は支那大陸から姿を消すであろう」とのべているが、そこにえがかれているのは、土地國有への意志と來たるべき社會の理想像（到達點）であり、どのような手段を用いてそこまでたどりつくかという具體的なプログラムではない。むしろ、それを具體的に示すことをさけるという形において、將來における選擇の可能性を残していたとみることができらるであらう。

だが、梁啓超はこの曖昧さをそのままには放置せず、この部分にむけて執拗なまでの集中砲火をあびせた。當時、ときを同じくして展開しつつあった他の諸問題をめぐる論争における手法と共通するものであるが、梁啓超は、民報のいう「社會革命論」を「社會主義中之極端的土地國有主義」の枠にはめこみ、同盟會を中心とする革命派一般に過激派の烙印をおすことによつて、これを社會的に孤立させるとともに、一方では、同盟會の複雑な内部事情を利用することによつて、孫文およびその周邊グループの人々と、社會革命に關して、かならずしも共通の理解をもたないそれ以外の構成員と

の間の分斷を狙つたのである。胡漢民・朱執信らは梁のしかけた罫からぬけ出そうとして、平均地權と土地國有の關係、土地單稅論と土地國有の關係を具體的に解説し、また土地國有實現の方法として「定價買收」つまり、地主の既得權を保證するという、より穩健な方式を用意した。それによって彼らの構想は、理論としては一應つじつまのあう形に整理されたといえるが、しかしその瞬間において、「社會革命」自體は、將來において實現されるべき課題としてはるか遠くへ追いやられたのである。しかも、その實現は、ひたすら地價を確定してから後の地價の上昇によりかからざるをえない。その場合、投機の對象としての意味を失つた土地において、地價の上昇をどれだけ期待できるかという問題があり、その疑問はすでに梁からも投げかけられていた。また、地價の急上昇が期待できるとしても、それは都市においてであつて、廣大な農村の地價においては、かならずしもそのままの形ではあてはまらない。事實、孫文らが例としてあげたのも上海など都市の地價の上昇にかぎられていた。⁸⁾ いずれにせよ、梁啓超の批判に答える中でなされた「社會革命論」の具體化の作業を通じて、孫文が民報發刊詞において、民生主義を堅持することによって、民族革命・政治革命とともに、一擧に社會革命をも斷行し……とのべたときの、そこに感じとられた革命への迫力は、次第に失われ、また實現のための方策についての選擇の範圍も大はばにせばめられたのである。

何故このようなことになつたのか。それは結局、さきにものべたように、封建主義的要素を色濃く殘存させている部分をも包含する同盟會内部の階級構成の複雑さと、深くかかわっているのである。同盟會内部における民生主義についての理解のえられにくさの原因、またこの時期、民生主義が現實的課題として民族・民權の二主義と同等の比重をもって論じられなかつたことの原因も、ここに求めることができるのであり、かならずしも社會矛盾を將來において生起する問題と誤認したことのみによるものではないと考えられる。

くりかえしていえば、次のとおりである。孫文は、資本主義の發展にともなつて生ずるであろう社會の諸矛盾を未然に防止しようとして、民生主義を構想し、「社會革命」を主張した。梁啓超とは對照的に「生産問題」よりも「分配問題」

に重點をおこうとしたのも、そのあらわれであった。それはまさにレーニンのいう「社會主義的夢想」「主觀的社會主義」ではあったが、その根底にはブルジョアジーからの解放をめざす（歐米における）社會主義への同情と、「大衆の抑壓と搾取に反對」する心情があり、出發點における進歩性・革命性は高く評價すべきであろう。ただ、目的達成のための具體的方法論の選擇は、結局は同盟會の現實のありようへの妥協という形においてなされたのである。すなわち、それは地主の既得權への保證——封建的土地所有に對しては當面手をつけずに放置することであった。

それでは、梁啓超にとって、この論争はどのような意味をもっていたのか。彼は論點をつぎつぎとスライドさせていった。最初は、「社會革命」の理念そのものを問題にし、ついで「社會主義は高尚純潔な主義である」ことを一應承認したうえで、しかしそれを行なうべきであるかどうかという問題を取りあげ、さらに、行なう必要があるとしても、「中國の現状」という限定の中で、それが必要か、また可能かという點を問題にし、最後は、國家財政との關係に焦點をしばって、その實現不可能なことを論證しようとした。その詳細については、ここではくりかえさない。總論に對する批判から各論に對する批判へ。論争としてはかならずしもめずらしいものではない。ただ全體を通じていえることであるが、梁啓超にとって論争の内容そのものは本質的意味をもたず、その目的は抬頭する革命勢力の理論的基盤を掘りくずすことであり、したがって、相手を批判するというよりも、否定すること、抹殺することに全力がふりむけられた。ここに、革命勢力の抬頭によって危機意識を深めた梁啓超における改良主義的立場防衛の基本的姿勢が示されている。論争において、相手の構想を批判（あるいは否定）することは、みずから建設的提案をすることよりもはるかに容易であり、民報の側が提起した「社會革命論」の理論上の不備・矛盾をつくことによって、しばしば、これを窮地に追いつめたが、結局それはなかりふりかまわぬ批判のための批判に終わっており、民報の主張に對抗しうるみずからの體系的な構想を提出することは、ついにできなかったのである。

梁啓超が民報の主張を論破しようとしてもち出した論據の中で注目を引くのは次の四點である。①民報のいう「社會革

命論」を「社會主義中之極端的社會革命」と規定、相手に過激派の烙印をおすこと。これは、革命勢力を社會的に孤立させるとともに、同盟會内部の分斷を狙つたものである。②現在の中國は、「社會革命」を可能にするだけの高度な段階に達して、したがって中國人にはそれを行なう能力がないとする判斷。③帝國主義の脅威を強調し、現状では内部矛盾の解決よりも、外からの脅威に對抗する方策をたてるべきだとする主張。ここから「中國今日の經濟界の前途は、資本家獎勵を第一義とし、労働者保護を第二義とすべきである。……今日、中國が急いで研究しなければならないのは、生産の問題であつて分配の問題ではない」という考え方も出てくるのである。④國家財政論にもとづく、「社會革命」の非現實性への批判。このうち①②③は、民族主義・民權主義およびその他の問題をめぐる論争にも共通する梁啓超の論據であつた。しかし、彼がこれらの點を強調すればするほど、ますます、その現状維持的、體制擁護の本質を暴露する結果になつている。よりラディカルな主張をもつた革命勢力の出現をみたあとの中間勢力としての改良主義の宿命といえようか。みづからの立脚點を確保するためには、改革への意欲を犠牲にしてさへも、革命勢力との對決を先行させざるをえず、それは結果としてみづからの位置を改革すべき體制の側に近づけることであつた。ここに、この時期の改良主義勢力の階級的體質が如實に示されているように思われる。

おわりに

民生主義をめぐる民報と新民叢報の論争——その實情は、同盟會内の孫文周邊グループと梁啓超との間の論争であつたが——は、當時、並行してたたかわされてきた他の多くの論争の場合と同ほ同じような経過をたどり、そしてまた、同じように論争としては決着のつかないままに終わった。しかも民生主義をめぐる論争の場合は、他の問題をめぐる論争とくらべて、はるかに現實的緊迫性を缺いていたように感ぜられる。その原因の一つは、社會矛盾の發生を、兩者ともに將來の社會においてであると誤認していたこと、したがって論據とすべきものに、あまりにも假定的要因が多すぎたことによ

るであらう。

この時期、民報と新民叢報の間でなされた論争の意味を考えるには、個々のテーマに分解して論ずるのではなく、當然の多くのテーマとの関係において、また、現實にすめられている實踐としての革命運動との関連において、これを總合的にとらえるべきであらう。本稿は、それにいたるまでの作業の一部を構成するにすぎない。ただ、ここで、民生主義の問題に限定して、論争の成果とでもいふべきものを一つあげるならば、それは、この論争を通じて、兩者の社會變革への基本姿勢の相違があきらかにされたことである。その相違とは、孫文およびその周邊グループの變革への構想が、つねに民衆の生活の向上・福祉の増進という観点から語られたのに對して、梁啓超の場合は國家的見地からの發言、いいかえれば、終始、統治する側の論理によってつらぬかれていたことである。

本稿は、煩雜を承知のうえで、論争の過程を、一應順をおつてたどるといふ方法をとつた。論争にはその論争個有の流れがあり、ときには豫期しない方向への暴走もあらう。兩者の對應のなかでの個々の發言を、この流れを無視して一般化してしまふ危険をさけたかつたからである。

註

- ②⑧ 「雜容某報」は、これまでの論争を通してあきらかにされてきた三民主義全般に對する批判であり、(一)自滿洲入關後中國果已亡國否乎、(二)今之政府爲滿洲政府乎抑中國政府乎、(三)政治革命論與種族革命論孰爲喚起國民之責任心孰爲消沮國民之責任心乎、(四)立憲政體之不能確立其原因果由滿漢利害相反乎、(五)社會革命果爲今日中國所必要乎、の五章からなつてゐる。三號を合算して八〇頁に達するが、そのうちの四八頁、つまり全體の六割が「社會革命」に對する批判のためにさかれてゐる。なお、八四號、論文の冒頭に示した目次では、第五章は「社會主義果爲今日中國所必要乎」となつてゐたが、八六號において、社會主義は社會革命の誤記だとして、「社會革命果爲今日中國所必要乎」に訂正してゐる。
- ②⑨ 民意「告非難民生主義者」(民報一二號)。この論文の概要については、梁啓超への反論として、このあとでとりあげる。
- ③⑩ 前掲拙稿「民報と新民叢報の論争の一側面」。
- ③⑪ たとえば、胡漢民は「告非難民生主義者」のなかで「生産問題之解決易、而分配問題之解決難。社會主義學者勿論、即夫當世經濟大家、其所鄭重研究者、皆分配問題、而非生産問題也。」

生産問題、大半可任自然的趨勢、而分配問題、則不可不維持之
 以人爲的政策」とのべている。

③② 胡漢民による講演筆記録「紀十二月二日本報紀元節慶祝大會
 事及演說辭」(民報一〇號)では、この部分は「中國現在資本
 家還沒有出世。所以幾千年地價從來沒有加增」となっている。

しかし、胡漢民は「告非難民主主義者」の中で、これを「中國
 現在資本家還沒有出世。加以幾千年地價從來沒有加增」と訂正
 し、出版時において「加以」を「所以」と誤記したものである
 とのべている。そうだとすれば、資本家が出現していないこと
 と、地價が上昇していないことを並列しているにすぎず、梁啓
 超の批判はなりたたなくなる。

③③ 民報一周年記念會講演においても、孫文は、社會問題の解決
 は土地問題の解決にあるとして、「平均地權」の具體的内容を
 解説しているが、土地國有には一言もふれていない。民報の卷
 末にかかげられた同盟會の綱領とつきあわせると、いかにも奇
 異な感じがする。何らかの配慮があつて、これを意識的にさけ
 たとしか考えようがない。

③④ 前出「民報之六大主義」。この部分の原文は「若中國者、僅
 一撲滅異族政府之勢、而國中一切階級、無復存遺」

③⑤ 前出「論社會革命當與政治革命並行」。原文は「社會革命以
 階級競爭爲手段。及其既成功則經濟上無有階級」。

③⑥ 「民意」のペンネームは汪兆銘と胡漢民の二人が使用してい
 るが、ここではまえがきに「去新歷十二月二日爲本報紀元節慶
 祝大會。而記者適任筆記之責……」とあるから、當然、胡漢民
 である。

③⑦ 生産と分配の關係について、胡漢民は、土地國有が行なわれ
 れば、國內の生産業はかならず大いに發展するとして、その理
 由を「既無坐食分利之地主、而無業廢業耕者、國家又不令其久
 擁虛地、則皆盡力於生産業也」とのべている。

③⑧ 前出「民主主義與中國政治革命之前途」。

③⑨ 梁啓超によれば、この數字は「我本面部積」と「英本面部
 積」の比較であるという。したがつてここでいう中國の面積と
 は、いわゆる一八省にかぎられる。

④① 前出、民報一周年記念講演における孫文の演說。そこで孫文
 は「中國行了社會革命之後、私人永遠不用納稅。但收地租一項、
 已成地球上最富的國」とのべている。

④② この數字は、前出「告非難民主主義者」において、地代と地
 價の關係を説明するため、その一例として示されたものであ
 る。すなわち胡漢民は「如普通地代(租)之價格爲六元(年租)、
 其所有之對價可值百元」とのべている。

④③ 前出「告非難民主主義者」。

④④ 梁啓超「答某報第四號對於本報之駁論」(新民叢報七九號)。

④⑤ 安藤久美子「孫文一派の土地國有論と辛亥革命」(史冊八)。

④⑥ 梁啓超はこうした意味の發言をしばしばくりかえしている
 が、なかでも「雜答某報」(新民叢報八四・八五・八六號)に
 おける「孫文所以言中國行社會革命易於歐美者、實不外前此與
 吾言『大亂之後、人民離散、田荒不治、舉而奪之』之說。此足
 下己亥七月間、與吾在任吉亭三更擁被所言。青眼虎(此綽號、
 足下當能記之)在旁知狀。足下寧能忘耶」とのべた部分には迫
 力がある。「青眼虎」については、註②參照。

④7 註⑨参照。

④8 たとえば民報一周年記念會講演。孫文がここで例としてあげているのは香港と上海、とくに上海である。すなわち、彼のいう地價の上昇は、その土地がなほどか「上海化」つまり都市化することによつてはじめて可能なのである。

④9 レーニン「中國の民生主義とナロードニキ主義」(川内唯彦譯)。

⑤0 前出「答某報第四號對於本報之駁論」。

お知らせ

本年度の東洋史研究會大會を左記の要領にて開催致しますので多數御參會下さい。

記

一、日時 十一月三日(祭) 午前九時より

一、會場 京都市左京區吉田近衛町

京都大學樂友會館大ホール(二階)

東洋史研究會